

5 建設負担水量の調整

(1) 建設負担水量

府営水道料金は、建設負担料金と使用料金の二部料金制を採用しています。その内、固定費に相当する経費を回収するのが建設負担料金であり、その建設負担料金の算定基礎となるのが建設負担水量です。(資料 4-5-1-1, 2)

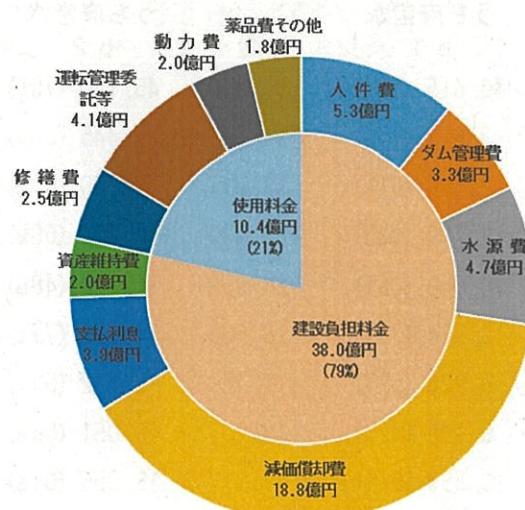
建設負担水量とは、府営水道の水源開発や施設整備等の費用を受水市町間で公正・公平に分かつため、府営水道と受水市町で協議の上、決定した水量です。

【資料 4-5-1-1 供給料金の概要】

料金制度：二部料金制

建設負担料金	既に投資した水源開発や施設整備等に係る経費（固定費）を負担する料金
使用料金	薬品費や動力費をはじめ、固定費に属さないその他の費用（変動費）を負担する料金

【資料 4-5-1-2 現行料金算定期間(R2~R6)の1年当たりの費用内訳】



1 (2) 建設負担水量の調整

2 建設負担水量の負担割合について、受水市町との調整が課題となっています。建設負担水量は、
3 受水市町からの要望に基づき実施した水源開発や施設整備等の費用を受水市町間で公平・公正に分
4 かつため、府営水道と受水市町と協議の上決定した水量であり、その経緯は十分に踏まえなくては
5 なりません。しかし、受水市町が当初計画していた水需要が伸び悩んだことにより、一部の市町で
6 は仮に府営水道を100%使用したとしても、水需要が建設負担水量に充たない状況が発生してい
7 ます。(資料4-5-2-1)

8 この状況に対し、各受水市町の建設負担水量を見直した場合、負担のバランスが変わり、不公平
9 な現状変更となる可能性があるため、受水市町全体による慎重な議論が必要となります。これまで
10 の受水市町の負担のバランスを維持するのか、今後の水需要を考慮した建設負担水量への見直しを
11 実施するのか等、受水市町間の公平性も考慮しつつ、その調整をいかに図るかが課題となっています。

12 第2次答申では、建設負担水量の調整について、府営水道と受水市町全体での適正な施設整備の
13 あり方の検討と合わせて、受水市町の理解を得ながら、十分な準備期間をとり慎重に検討すべきと
14 示されています。(資料4-5-2-2)

15 なお、現在は、府営水道を100%使用したとしても建設負担水量に充たない市町と、水需要が
16 増加している市町との間で暫定的な建設負担水量の融通を行っています。

17

18 【資料4-5-2-1 府営水道の利用状況】

府営水道の利用状況	建設負担 水量	一日平均給水量 (R2実績)		一日最大給水量 (R2実績)		府営水利用状況 (建設負担水量に対する割合)	
		A	B 1	b 1	B 2	b 2	平均ベース
							b 1/A
宇治市	62,800	57,831	40,615 (70%)	61,919	45,160 (73%)	65%	72%
城陽市	14,100	21,785	3,627 (17%)	24,547	7,445 (30%)	26%	53%
八幡市	19,900	20,648	12,636 (61%)	22,917	15,330 (67%)	63%	77%
久御山町	11,200	7,243	3,740 (52%)	9,190	6,238 (68%)	33%	56%
京田辺市	12,500	21,872	10,048 (46%)	24,958	11,888 (48%)	80%	95%
木津川市	12,000	17,158	12,974 (76%)	18,885	14,565 (77%)	108%	121%
精華町	11,500	11,391	5,926 (52%)	12,759	6,672 (52%)	52%	58%
向日市	12,700	16,250	6,798 (42%)	18,257	10,051 (55%)	54%	79%
長岡京市	26,000	24,943	13,559 (54%)	27,817	16,855 (61%)	52%	65%
大山崎町	7,300	4,771	2,852 (60%)	5,209	5,313 (102%)	39%	73%
合 計	190,000	203,892	112,775 (55%)	—	—	59%	—

※ 建設負担水量融通前の水量を記載

※ 各市町の日最大給水量は発生日が異なるため合計していない

※ 木津川市の給水量は旧木津町分を記載

※ 令和3年度は京田辺市及び長岡京市において施設改修工事を実施しており、一時的に府営水道を増量したことから令和2年度実績を採用

【資料 4-5-2-2 第2次答申】

第2次答申（令和元年12月）

建設負担水量の調整については水源開発や施設整備等の費用を受水市町間で公平・公正に分かつため、府と受水市町と協議の上決定した水量であり、変更には慎重な取扱いが必要である。

また、府営水道の給水区域において、今後、水需要の減少と給水原価の上昇が見込まれる中、府営水道と受水市町全体での適正な施設整備のあり方の検討が必要であり、こうした取組が進み、現在の受水割合や施設規模、配置の見直しが具体化していく中で、建設負担水量の見直しも合わせて検討すべきである。

建設負担水量の変更は、受水市町の理解を得ることが前提であるとともに、十分な準備期間をとりながら実施していくことが望ましい。

（3）水量調整の方向性の合意に向けて

ここまで記載のとおり、建設負担水量の調整については、受水市町間での融通により暫定的な対応を行なながら、適切な建設負担水量の負担のあり方について、受水市町と議論を重ねてまいりました。

令和3年度にも受水市町ヒアリングを開催し、受水市町から意見をヒアリングしました。受水市町の一部では、建設負担水量を実績に応じた水量で見直すことを求める声がある一方で、当初の要望水量を根拠として決められた負担割合には妥当性があるとする意見もあり、水量調整については受水市町の間でも考え方方が異なっている状況でした。（資料 4-5-3-1）

【資料 4-5-3-1 受水市町ヒアリングでの意見】

受水市町ヒアリングでの意見（令和3年6月）

- ・ 日最大給水量や府営水受水量などの実績に応じた水量で調整し、定期的な見直しをすべき。
- ・ 当初の要望水量を根拠として決められた負担割合には妥当性があるため、負担割合を維持した上で水量を見直し、実受水量と建設負担水量の乖離を圧縮してほしい。
- ・ 利用実績による水量見直しを行った場合、府営水道の利用率低下（単価上昇）につながることを懸念。
- ・ 水量見直しによる負担割合変更で費用が増加することは受け入れられない。
- ・ 利用実績に応じた料金優遇策を検討されたい。

1 府営水道では3浄水場の接続による広域水運用の実施による給水の安定性向上や料金統一による
2 料金水準の安定化及び未利用水源費の減損損失による受水市町の負担軽減など長年の課題を順次解
3 決し、府営水道と受水市町が持続可能で効率的な経営を行っていくための体制作りを進めてきました。
4 そのような中、建設負担水量の調整は、答申において、検討すべきとされながら解消には至って
5 いない課題です。

6 3浄水場の中で一番新しい乙訓浄水場でも供用開始から20年以上となり、現行建設負担水量の
7 決定から長期間が経過しているほか、供用開始以来の施設や水源に関する資産の減価償却も進んで
8 いる状況です。

9 また、3浄水場を建設し給水を開始した当時の状況と比べ、平成12年をピークとした水需要の
10 減少、府営水道の3浄水場接続による水源の一体化や料金水準の統一など、事業環境も大きく変化
11 しています。

12 加えて、府営水道と受水市町での適正な施設整備のあり方の検討が必要となるなど、施設整備に
13 関する課題も変化しており、受水市町との共通の財産である府営水道を支えていくための費用
14 負担のあり方についても、議論を進めていく時期にあるといえます。

15 こうしたことから、新ビジョン検討部会においても、以下のとおり意見がとりまとめられました。
16
17

新ビジョン検討部会意見

建設負担水量の調整は、過去から継続する非常に重要な課題であるため、施設
統廃合や経営形態のあり方の議論に留意しつつも、早急に水量調整の方向性を議
論すべきである。

建設負担水量は、水源開発や施設整備等の費用を受水市町間で公平・公正に分
かつために、府と受水市町と協議の上、決定した水量であることから、当初から投資
してきた資産の減価償却費に対しては、受水市町からの要望水量に基づいて負担を
求めることが妥当と考えられるが、当該資産の減価償却は進んでおり、また、人口減
少などによる水需要の減少や3浄水場接続による広域的な水運用の実施など、給水
を開始した当時の状況から事業環境が大きく変化してきていることから、新たな投資
に対しては水需要に応じた建設負担水量に変更していくとともに、定期的に見直して
いくことが望ましい。

1 しかしながら、建設負担水量の調整は各受水市町の料金負担に影響を与えるため、慎重な検討と
2 受水市町の理解が不可欠です。

3 府営水道では、全受水市町の納得が得られる水量の調整方法を引き続き模索するとともに、広域
4 化に関する議論の進展や受水市町からの府営水需要の更なる変化、料金の見直しなど、環境の変化
5 を捉えて積極的に協議を進めます。

6 また、こうした取組と併せて、施設整備方針の議論の進展も視野に入れながら、水量調整の方向
7 性の合意が少なくとも本ビジョンの計画期間内に得られるよう、受水市町との議論を進めてまいり
8 ます。

9 議論を進めるに当たっては、以下の考慮すべき点のバランスを図りながら調整を図ってまいります。
10 (資料 4-5-3-2)

【資料 4-5-3-2 建設負担水量の調整にあたり考慮すべき点】

・府営水道建設時の要望経過を考慮

建設負担水量は、市町の要望に基づき実施された水源開発や施設整備の投資にかかる負担
を、市町で公平・公正に分かつため協議の上決定した水量であり、今後も応分の負担が求
められる。

・水需要の変動を考慮

社会情勢の変化などから水需要が変動し、建設負担水量と受水量の乖離について、市町間
の差異が拡大しており、水量決定から長期間を経過していることもあり、再設定が求めら
れる。